解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年七月二十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

広島県広島市中区小網町四番三号

宗教法人三光寺

清算人　三光　正俊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年六月一日開催の責任役員会の決議により解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県秩父郡皆野町大字三沢三七五七番地の二

宗教法人御嶽教丸尾明治教会

清算人　小河　加治

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

長崎県長崎市栄町五番五号

長崎県民間医療機関厚生年金基金

代表清算人　小濵　正美

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月二十七日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

茨城県守谷市中央一丁目九番地三

守谷市松並土地区画整理組合

清算人代表　永瀬　宗重

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

佐賀県佐賀市神園五丁目一六番一一号

宗教法人佐賀イエス之御霊教会

清算人　笹井　泉

第四十四期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	三、二六六
固定資産	一、五六四
資産の部合計	四、八三〇
負債及び純資産の部	
流動負債	一、六二〇
買掛金	五九四
その他	一、〇二六
固定負債	五七
負債の部合計	一、六七七
株主資本	三、一五三
資本金	四〇〇
利益剰余金	二、七五三
利益準備金	一〇〇
その他利益剰余金	二、六五三
（当期純利益）	（一、二八六）
純資産の部合計	三、一五三
負債及び純資産の部合計	四、八三〇

平成二十九年三月三十一日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一〇号

花王クエーカー株式会社

代表取締役　西尾　英之

第三期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	六〇九
固定資産	一〇
資産の部合計	六一九
負債及び純資産の部	
流動負債	三六四
賞与引当金	一三九
その他	二二五
固定負債	五
負債の部合計	三六九
株主資本	二五〇
資本金	一〇
利益剰余金	二四〇
その他利益剰余金	二四〇
（当期純利益）	（一九六）
純資産の部合計	二五〇
負債及び純資産の部合計	六一九

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市中和泉三丁目六五四番地、最後の住所東京都狛江市中和泉三丁目一八番三号

被相続人　亡　武智　功高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西落合三丁目一一九番地、最後の住所東京都西東京市栄町二丁目二番一号

被相続人　亡　坂井　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区由比阿僧一六七番地二、最後の住所東京都福生市本町九番地レクセルマンション福生五〇二号室

被相続人　亡　田邊　美好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

事務所東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市富士見町一丁目一四番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　鈴木　牟一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階高木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市本町六丁目九番、最後の住所東京都府中市府中町三丁目一番地の六くまがい荘一〇一　被相続人　亡　小阪　雅勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階高木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県雲仙市国見町多比良乙三〇番地、最後の住所神奈川県綾瀬市吉岡二三八一番地一貴志園　被相続人　亡　西田クミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

横浜市中区日本大通一八番地　ＫＲＣビル四〇三Ｂ

相続財産管理人　弁護士　青山　良治